

保険局

第四條 健民局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、人口ノ涵養ノ企畫ニ關スル事項

二、武道、體育運動其ノ他體育訓練ニ關スル事項

三、母性、乳幼兒及兒童ノ保護指導ニ關スル事項

四、其ノ他人口ノ涵養及健民生活ノ指導ニ關スル事項

項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第五條 第四號乃至第六號ヲ左ノ如ク改ム

四、疾病ノ豫防ニ關スル事項

五、體力管理ニ關スル事項

六、勤勞衛生ニ關スル事項

七、其ノ他國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管

ニ屬セザルモノ

第六條 社會局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、救護及救療ニ關スル事項

二、戰時災害保護ニ關スル事項

三、社會福利施設ニ關スル事項

四、其ノ他社會事業ニ關スル事項

五、住宅ニ關スル事項

第六條 勤政局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、貨銀、給料其ノ他勤勞ノ條件ニ關スル事項

二、勤勞能率ノ増進其ノ他勤勞管理ニ關スル事項

三、其ノ他勤勞ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第七條 勤勞局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、勤勞ノ需給ニ關スル事項

二、復員ニ伴フ職業對策ニ關スル事項

三、職業紹介ニ關スル事項

四、職業指導及職業訓練ニ關スル事項

第九條中「勤勞局參與」ヲ「勞政局參與」ニ、「勤勞局」ヲ

「勞政局」ニ改ム

第九條ノ二ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時防疫局の設置

勅令第六百十一號(昭和二十年十月二十六日)

大東亜戰爭ノ終結ニ伴フ檢疫並ニ急性傳染病ノ豫防及

性病ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲臨時厚生省ニ臨時防

疫局ヲ置ク

局長ハ技監ヲシテ之ヲ兼ネシムルモノトス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

厚生省分課規程中改正

第六條 健民局ニ左ノ三課ヲ置ク

金畫課

母子課

體鍊課

第七條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

企畫課

一、人口ノ涵養ノ企畫ニ關スル事項

二、國民優生法ノ施行其ノ他民族衛生ニ關スル事項

三、健民生活ノ指導ニ關スル事項

第八條 母子課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

關斯ル事項

一、妊娠婦及乳幼兒ノ保健及保護ニ關スル事項

二、勤勞ノ需給ニ關スル事項

三、勤勞ノ需給ニ關斯ル事項

衛生局
社會局
勞政局
勤勞局